

令和 5 年 4 月 2 6 日

(省 略) 様

大和市監査委員 佐 藤 光 徳
大和市監査委員 山 田 己智恵

大和市職員措置請求について（通知）

令和 5 年 3 月 1 7 日付けの大和市職員措置請求については、下記の理由により却下することとしたので通知します。

記

本件請求の趣旨は、大和駅東側第 4 地区第一種市街地再開発事業の施行に伴い、平成 2 5 年 1 1 月頃に、「土地調書」及び「物件調書」が作成され、これに記名・署名及び押捺がなされたことにより、市の公有財産が譲渡されたことが違法・不当であるとして、市長に対し、損害賠償請求権を行使して、市の被った損害を補てんすることを求めるものである。

請求人は、違法な財務会計行為となる本件物件調書等における記名押捺は平成 2 5 年 1 1 月 5 日であるが、最高裁平成 1 4 年 7 月 2 日判決及び最高裁平成 1 4 年 1 0 月 3 日判決に鑑みれば、地方自治法（以下「法」という。）第 2 4 2 条 2 項に規定する監査請求期間の制限は及ばないと主張している。

しかしながら、特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法・無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、同怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該財務会計上の行為のあった日を基準として法第 2 4 2 条第 2 項の監査請求期間の制限が適用されると解されている（最高裁昭和 6 2 年 2 月 2 0 日判決）。本件請求において、違法とする財務会計上の行為は、上記「土地調書」及び「物件調書」の記名押捺であって、請求人が主張する記名押捺日は平成 2 5 年 1 1 月 5 日であるから、同項の監査請求期間（財務会計行為から 1 年間）を徒過している。

以上のことから、本件請求は法第 2 4 2 条に規定する住民監査請求としての要件を満たしていない不適法なものであると判断した。